

平成21年度 人事労務実務研修

作業環境測定について



目次

1. 作業環境測定の対象となる場所
2. 長崎大学作業環境測定の流れ
3. 作業環境測定後の措置
4. 作業環境測定後の措置②
5. 罰則と賠償
6. 損害賠償の具体例

作業環境測定の対象となる場所

- 労働安全衛生法(作業環境測定)

第65条「事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、※政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。」

※労働安全衛生法施行令 第21条 7項、10項

- 対象となる作業場
各キャンパスで、対象となる有機溶剤や特定化学物質を使用している教室等
【対象となる上記の薬品】
 - ・特定化学物質障害予防規則第36条
 - ・有機溶剤中毒予防規則第28条
 - ・労働安全衛生法施行令 別表第3、別表第6の2
- 局所排気装置等の設置
特定化学物質障害予防規則第5条、有機溶剤中毒予防規則第5条

※設置が困難な場合は、全体換気装置を設け、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

長崎大学作業環境測定の流れ

	人事管理課(福利)	各部局等
3月	仕様書の作成、契約	
4月	使用薬品の調査依頼	
		使用薬品の調査報告
5月	使用薬品を業者へ報告	
	日程調整	日程調整
6月	前期作業環境測定実施	
7月		
8月	前期作業環境測定の結果受取	
9月	第2, 3管理区分作業場を部局へ報告、改善依頼	
	第3管理区分の作業場で勤務する職員の調査	
		第3管理区分の作業場で勤務する職員を人事へ報告
10月		第2, 3管理区分作業場に対して改善措置を人事へ報告
	使用薬品の調査依頼	
		使用薬品の調査報告
11月	使用薬品を業者へ報告	
	日程調整	日程調整
12月	後期作業環境測定実施	
1月		
2月	作業環境測定の結果受取	
3月	第2, 3管理区分作業場を部局へ報告、改善依頼	
	第3管理区分の作業場で勤務する職員の調査	
		第3管理区分の作業場で勤務する職員を人事へ報告
		第2, 3管理区分作業場に対して改善措置を人事へ報告

作業環境測定後の措置

- 労働安全衛生法（作業環境測定の結果の評価等）

第65条の2

「事業者は、前条第1項又は第5項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施**その他の適切な措置を講じなければならない。」

①施設又は設備の設置又は整備

管理区分とは作業環境測定の結果に対し、管理濃度を評価基準とし下記の要領で区分することで環境維持、改善の判断に役立てるもの。

第1管理区分	作業環境管理が適切な状態(管理濃度以下)
第2管理区分	作業環境管理に尚改善の余地があると判断される状態
第3管理区分	作業環境管理が適切でないと判断される状態 (管理濃度を超えている)

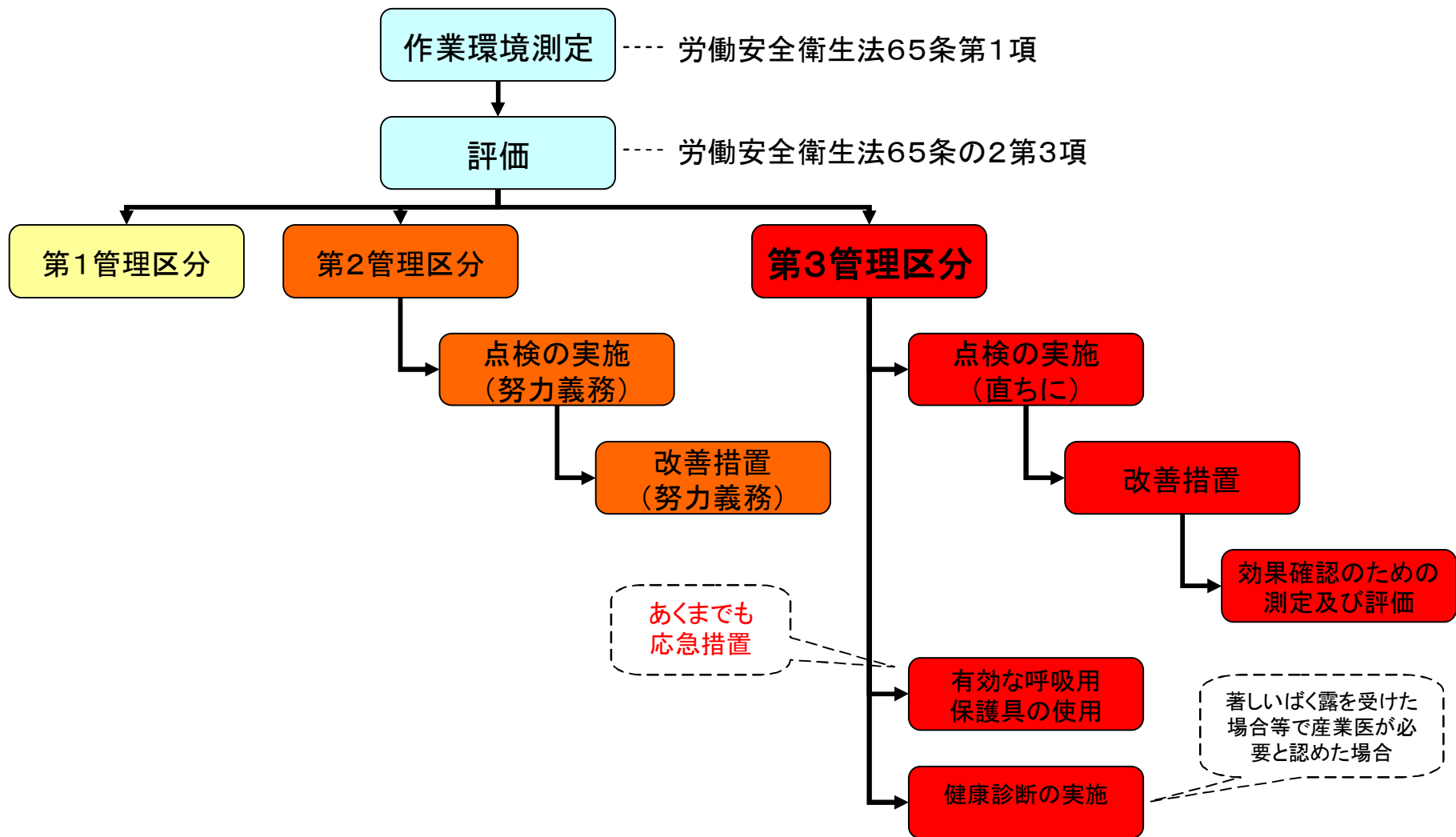
②健康診断

「事業者は、第3管理区分の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。」

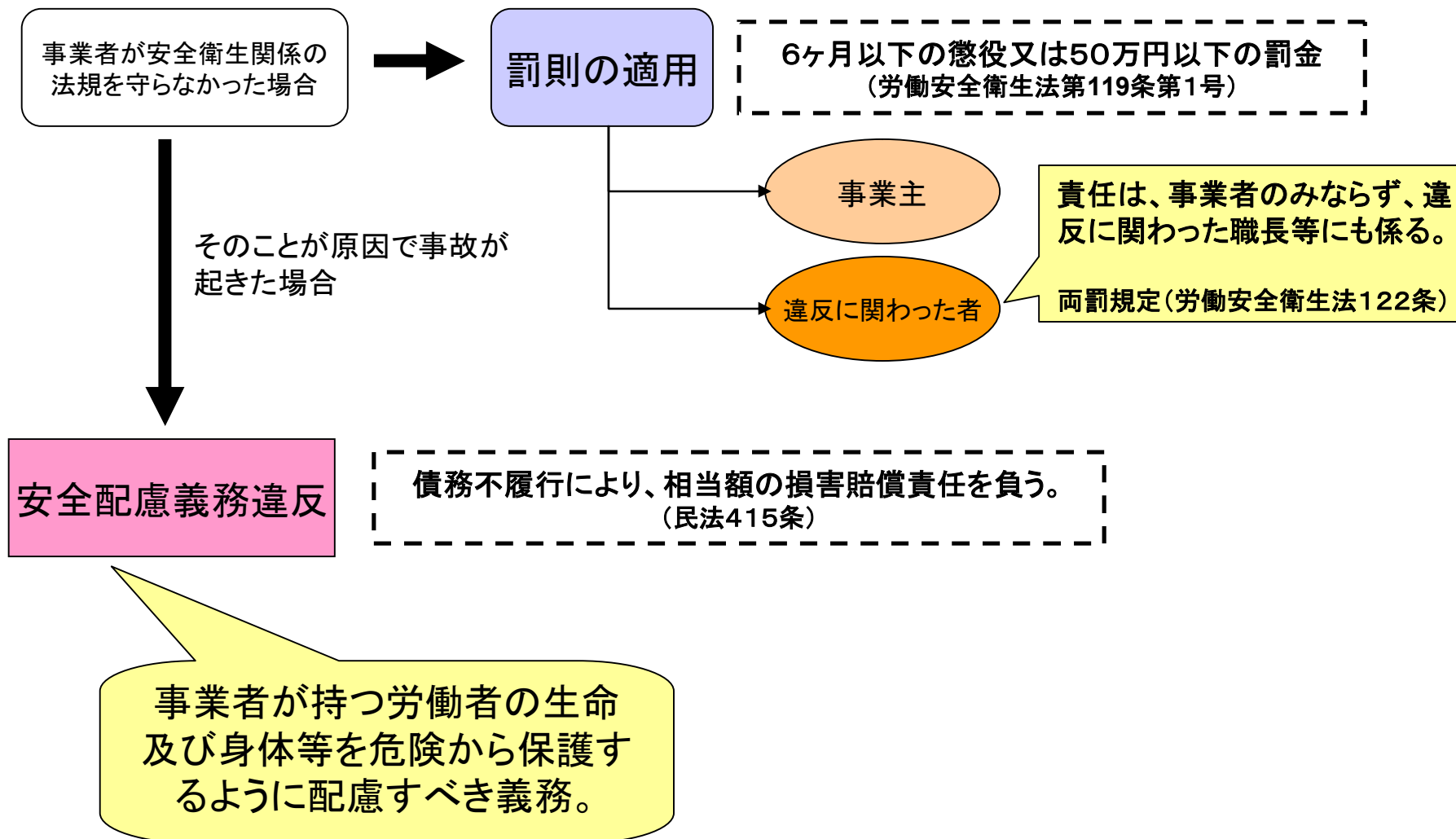
特定化学物質障害予防規則第36条の4

有機溶剤中毒予防規則第28条の3第3項

作業環境測定後の措置②



罰則と賠償



損害賠償の具体例

元看護師がグルタルアルデヒド(GA)を含む殺菌消毒剤を用いて消毒・洗浄中に化学物質過敏症を発症したのは、病院が換気などの安全対策を怠ったためであるとして、勤務先のA病院を運営するB社団法人に損害賠償を求めた訴訟がありました。裁判長は「病院の換気設備が不十分だったために化学物質過敏症を発症させ、原告は医療現場で働けなくなりました。病院の安全配慮義務違反です。」と述べ、B法人に慰謝料等1063万円の支払いを命じました。

参考:ホルムアルデヒドの健康障害防止について
—病理部門を中心とした具体的対応策—
日本病理学会

